

配偶者・子の申請は別の様式です

# 扶養状況説明書 B

(被扶養者(異動)届 添付書類)

事業所記号	保険証番号
：	：
：	：
：	：

原則として次のような方は被扶養者として認定されません。(被保険者の収入によって、生計費の大部分を経済的に維持されていない方)

- 年間収入額が130万円以上ある方(60歳以上又は、障害厚生年金受給者等は180万円) <注：年金(遺族・障害・老齢等)、恩給もすべて収入とみなします>
- 年間収入額が130万円(〃)未満であっても、同居の場合は被保険者の収入額の2分の1以上となる方、別居の場合は年間収入額以上の生計費支援(送金)を受けていない方。
- 前1. 2に該当しない方でも、実際には被保険者から生計費の金銭的援助を受けておらず、自分の収入や貯蓄で自分の生計費の半分以上をまかなえる方。
- 雇用保険の失業給付金(待期機関・給付制限期間を含む)や健康保険の傷病手当金を受給しているかまたは、これから受給する予定の方

以下の設問内の該当する番号に○、または必要事項を記入してください。

## 1. 申請するご家族 (この説明書は一人につき一枚ずつ作成してください)

被保険者との続柄区分	ご家族の氏名(対象者)	年齢	続柄	職業・学年	同居/別居	年間収入額(見込)
1. 実父母 2. 義父母 3. その他					同居・別居	万円

## 2. 申請の事由

(1) 新規に被保険者資格を取得したため	(4) 対象者の配偶者が死亡したことによる申請
(2) 失業給付の受給終了に伴う申請 ⇒「雇用保険受給資格者証(両面)」の(写)を添付してください。	(5) 退職したことによる申請 → 失業給付の受給は? [ a 受給延長 b 受給しない c 受給権なし ]
(3) 対象者が配偶者との離婚による申請	(6) その他 [ ]

上記(2)~(6)に該当の場合、その事由の発生日(例：離婚した日、失業給付金の受給終了日等) → 平成 年 月 日

## 3. 申請するご家族が加入していた(る)医療保険

(1) 他の健康保険、共済組合 ( a 本人 b 家族 )	(3) 任意継続被保険者 ( a 本人 b 家族 )	(4) その他 ( )
(2) 国民健康保険	⇒ 任意継続の資格喪失証明書を添付してください。	

## 4. 申請するご家族の、現在の収入/就労状況等

収入があるとき	(1) 給与収入[パート・アルバイト等] 約 万円/月 約 万円/年間	⇒ 下記(1)の『収入額(農業、事業、自営、他からの送金等すべて)が確認できる書類』を添付してください。
	(2) 各種年金収入の計[老齢・障害・遺族] 約 万円/月 約 万円/年間	
	(3) その他の収入 ( ) 約 万円/月 約 万円/年間	
収入が無いとき	(1) 求職活動中、失業給付金の受給延長期間中	離職後1年以内の場合は退職日を記載してください。→ 平成 年 月 日
	(2) 今後、就労することがない	
	(3) 全日制の学生、生徒(専門、予備校を含む)	
	(4) その他 [ ]	
【無職・無収入の申告欄】(必ず、レ点をして申告してください)		
<input type="checkbox"/> 申請する対象者は現在 無職で収入がありません。また、今のところ就労(就職)予定もありません。		

## 5. 雇用保険の失業給付についての申告欄 = 離職後1年以内の方、失業給付の受給を延長(中)の方は必ずレ点をして申告してください。

(上記2欄の(2)に該当する方は記入する必要はありません。)

<input type="checkbox"/> 申請する対象者は、失業給付の受給(権)がありません。→ [理由: a. すでに受給終了 b. 雇用保険に未加入 c. 加入期間不足 d. その他]
<input type="checkbox"/> 申請する対象者は、受給期間を延長のため失業給付を受給しません。なお、失業給付を受けるときは、被扶養者(減)の異動届を届け出ます。
<input type="checkbox"/> 申請する対象者は、就労する意志がないため失業給付金の受給手続きを行いません。
⇒ 「離職票1・2」「雇用保険資格喪失確認通知書」「雇用保険受給期間延長通知書」「雇用保険受給資格者証(両面)」「雇用保険未加入の旨が記載のある退職証明書」のいずれかの(写)を添付してください。

## 6. あなた以外の扶養義務者が扶養できない、または扶養していない状況説明

あなた以外の扶養義務者の氏名	対象者との続柄	同居/別居	年間収入額	対象者への生計費負担額/年間	扶養できない理由またはその状況
		同居/別居	万円	万円	◇ あなた以外の扶養義務者とは(例) ・母の申請…父(母の配偶者) ・父母の申請…あなたの兄弟等 ・弟妹の申請…あなたの親兄弟 ◆ あなた以外の扶養義務者の収入額を確認することがあります。
		同居/別居	万円	万円	
		同居/別居	万円	万円	

## 7. あなたが対象者へ送金している生計費等 (被保険者と同居の場合は記入する必要はありません。)

【対象者にかかる生計費】	【対象者への送金額】	⇒ 別居の場合「送金(仕送り)額が確認できる書類」(振込み記録・現金書留送金控え等の写)を最新の6ヶ月分以上を添付してください。なお、公平な審査を行うため「一括送金」「現金手渡し」は認めません。
月平均: 約 万円	毎月: 約 万円	
(年間: 約 万円)	賞与時: 約 万円(年 回)	

### (1) 『収入額が確認(年間収入額が推測)できる書類』とは

(確認書類はその方の就労また収入形態等により異なります。)

- 直近の「給与明細(写)」を3ヶ月分 ← 給与収入があるとき
- 直近の「年金振込通知書等(写)」等 ← 各種年金収入があるとき
- 「確定申告書(控の写)」と「収支内訳書(写)」等 ← 事業収入があるとき

### (2) 上記各欄に記載されている以外に必要な書類(例) [◎は必須, ○は該当者のみ]

- ◎ 対象者の住所の「世帯全員の住民票」(市区町村役所で発行)  
…筆頭者、続柄の記載があり世帯全員であることがわかる住民票
- ◎ 「(非)課税証明書の(写)」(市区町村役所で発行)  
…収入の内訳金額が記載されている、最新の収入証明書  
(ただし、全日制の学生・生徒は必要ありません。)
- 「学生証(写)」または「在学証明書」…18歳以上の学生、生徒のとき  
(高校生以下は必要ありません。)
- 「外国人登録原票記載事項証明書」等  
…被保険者と申請家族の姓が異なる場合(続柄が確認できる書類)

### (3) 被扶養者申請にあたっての留意点

- 65歳以上で年金を受給していない方、または(祖)父母どちらか一方の申請でその方の配偶者が亡くなっている場合に、遺族年金の受給が無い方は、その理由をこの説明書裏面にご記入ください。
- 被扶養者は、健保組合で審査を行い決定しますので、申請を行なえば必ず認定されるものではありません。また、認定後も扶養事実確認のための調査(検認)を行うことがあります。
- 申請内容によっては、追加書類の提出を求められることがあります。

【旅行業健康保険組合 業務課】 Tel 03(3662)3102

上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日

被保険者 \_\_\_\_\_ (印)